

発議第 3 号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を会議規則第 13 条により提出する。

平成 26 年 6 月 26 日 提 出

平成 26 年 6 月 日

提出者 鳥羽市議会議員 坂 倉 紀 男

賛成者 鳥羽市議会議員 戸 上 健

賛成者 鳥羽市議会議員 坂 倉 広 子

賛成者 鳥羽市議会議員 橋 本 眞 一 郎

賛成者 鳥羽市議会議員 村 山 俊 幸

免税軽油制度の継続を求める意見書

農林漁業の経営に大きく貢献してきた免税軽油制度は、「道路特定財源の一般財源化」に伴う地方税法の改訂によって平成24年3月末で廃止が検討されましたが、当時、全国の農・漁業団体等の運動により、平成27年3月31日まで免税制度は3年間延長されました。しかし、その期限が来年に迫っています。

免税軽油制度は、一般道路を走らない機械や車両・船舶に使う軽油に対して、軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税してきた制度です。トラクターやコンバインなどの農業用機械や漁業船舶、発電事業への使用軽油消費量を申請し、免税が認められて農業・漁業事業等に大きく貢献をしてきました。

現在、農水産物の取引価格が低迷するなか、円安等で燃料や肥料、資材などの負担が農業漁業経営に重くのしかかり、農林漁業の経営はますます困難になっています。このような状況の中で、免税軽油制度の廃止は農業漁業経営等の危機を一層増大させることは明らかです。このような事態の中で、少しでも負担を軽減できる免税軽油制度を継続させる取り組みは農林漁業はもちろんのこと、国民の暮らしと地域経済を守ることに繋がることから、その継続が強く求められています。

よって、国におかれては、地域の農業・漁業等の振興と経営の安定を維持するため、免税軽油制度を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様

財務大臣 麻生 太郎 様

農林水産大臣 林 芳 正 様

経済産業大臣 茂木 敏充 様

国土交通大臣 太田 昭宏 様